

# 台湾における薬品名称の商標に係る類似性 判断基準についての知的財産裁判所判例

維新国際専利法律事務所

黄 瑞賢



維新国際専利法律事務所は2013年に設立された事務所である。弁護士・弁理士である所長の黄瑞賢氏は東京大学大学院応用生命工学を専攻し、日本企業に勤務した経験も有する。台湾弁理士会理事。

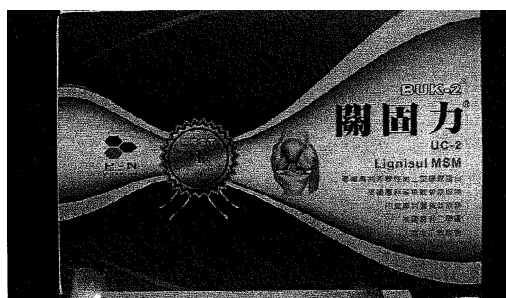
製薬企業が薬品名称の独占的使用権を取得するために、薬品名称を商標登録出願する機会が多い。しかし、薬品名称は通常その性質上、薬品治療効果作用を暗喩する「暗示的商標」に属するため、識別力が比較的 low、競争業者間の商標が相互に類似となる可能性も高くなり、商標事件が頻繁に発生している。本事件において、知的財産裁判所二審は、薬品名称の商標に係る類似性判断基準について一審裁判所の判断を覆す判決を下した。

## (1)事件の概要

天義企業株式会社（以下、「天義企業」）は、栄養補助食品を指定商品とする「關立固」商標（係争商標）の商標権者である。天義企業は2012年3月、薬局において「關固力」という名称の関節用医薬品を見つけた。

「關固力」は仁友株式会社を台湾総代理店、三大保健食品株式会社（以下、「三大保健食品社」）を台湾販売店とする商品である。「關固力」の三文字はもともと台湾特許庁（中国語では「智慧財産局」）に商標登録されておらず、天義企業は、「關固力」の三文字と係争商標は類似であり、関連消費者に誤認混同を招くと考え、知的財産裁判所に、三大保健食品社が係争商標を侵害していると提訴した。

知的財産裁判所の一審判決では商標権者である天義企業が敗訴した。天義企業は、一審判決を不服とし上訴した結果、二審裁判所では判決が覆り、天義企業が勝訴した。



被疑製品の包装

「關立固」商標 (商標権者：天義企業)	「關固立 BUK-2」商標 (商標権者：三大保健食品)
關立固	關固力 BUK-2

## (2) 知的財産裁判所二審の見解

### (i) 三大保健食品社が使用する「關固力」標章は、係争商標の標章と類似程度が高い

係争商標の標章は、中国語の単純な印刷字体により「關立固」三文字を左から右に並べたものであり、また台湾では通常、「關」の字には「關節」の意味、「立」の字には「立つ」の意味、「固」には「強固」、「安定」の意味があると捉える習慣がある。「關立固」を「栄養補助食品」に使用することで商品に「關節をしっかり安定させる」という意味を含ませており、係争商標は、「暗示的商標」に属する。

台湾特許庁が登録を許可した商標の中には、「關」、「固」を「立」やその他の文字と結びつけて標章または標章の一部とし、「栄養補助食品」を指定商品とする商標は多い。例えば、「關固解」、「關健固楽」、「關固節寧」、「固關鍵」、「固關能」、「固關達人」、「關健固立飲」等がある。よって係争商標の識別力は低い。

三大保健食品社が製造、販売する「關固力」製品には、包装の正面右中央の近くに大きな字で「關固力」と表示され、その右上にはそれより小さな文字で「BUK-2」の文字が表示されている。消費者に「關固力」が商品を表す標識であると十分に認識させうる。

「BUK-2」について、文字が小さいことに加え、中国語を主に使用する台湾においては、「BUK」は一般人が常用する英語の文字でないため、裁判所は、「BUK-2」と「關固力」を組み合わせることによる一商標全体となるとは認めなかった。裁判所は、関連消費者の印象から見て、「關固力」を商品の出所を識別する主要部分としなければならないと判断した。

三大保健食品社の「關固力」標章と係争商標の「關立固」標章を比較すると、外觀について、いずれも三つの漢字が印刷され左から右に並べたものであり、「關」から始まり「固」がある。称呼は、「關」・「固」は両者共通であり、「力」と「立」は同音である。観念は、「關」には「関節」の意味があり、「固」には「強固」、「安定」の意味があり、「力」には「力、力量」の意味があり、「關固力」を「栄養補助食品」に使用することで、商品に「関節を安定にする力ある」という意味を含ませている。したがって、三大保健食品社が使用する「關固力」標章の識別力は低く、また係争商標の標章に類似し、類似程度も甚だ高い。

## **(ii)三大保健食品社が使用する「關固力」標章は、関連消費者に誤認混同を招く恐れが十分ある**

天義企業の「關立固」製品と三大保健食品社の「關固力」製品は、薬局での販売価格がほぼ同じであり、またこの両製品は何れも関節を強固にすることに関連する栄養補助食品である。三大保健食品社は係争商標と類似度が高い「關固力」標章を製品に使用し、「關固力」製品と係争商標の商品は、出所を同じくする系列商品であると消費者に容易に誤認させる。また天義企業と三大保健食品社が自らの関係会社や、ライセンスを供与する企業等が使用した場合、消費者に誤認混同を招く恐れがある。

## ■ 参考情報

- ・ 民国 102 年(2013)度民商訴字第 10 号判決（下記 URL で検索が可能）

<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)